

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 職員について公務又は通勤により生じたと思われる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）が発生した場合は、実施機関があらかじめ指定する者（以下「報告担当者」という。）は、速やかに、その旨を事故報告書により実施機関に報告しなければならない。</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 職員について公務又は通勤により生じたと思われる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）が発生した場合は、実施機関があらかじめ指定する者（以下「報告担当者」という。）は、速やかに、その旨を事故報告書により実施機関に報告しなければならない。<u>負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p>
<p>(認定の通知)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(認定の通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 実施機関は、前条後段の規定による報告に係る災害が公務上のもの又は通勤によるもののいずれでもないとき、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>災害を受けた職員の氏名</u></p> <p>(2) <u>傷病名</u></p> <p>(3) <u>災害発生日</u></p> <p>(4) <u>公務上の災害又は通勤による災害でないこと認定した理由</u></p>
<p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第26条の2 [略]</p>	<p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第26条の2 [略]</p> <p><u>(審査の申立ての教示)</u></p> <p><u>第26条の3 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第25条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。